



保護者 様

病児保育事業実施施設を利用するには医師の診断が必要です。各病児保育事業を実施している医院で受診されるのが原則ですが、既に他の医療機関を受診している場合、その経過等を「医師連絡票」に記入してもらい、各病児保育事業を実施している医院の窓口へ提出していただいてもかまいません。

医療機関 様

津山市では、平成 14 年 4 月 1 日から病児保育事業を実施しています。病児保育事業とは、入院は不要だが集団保育の実施が困難な児童を対象として、医療機関等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業です。

病児保育を利用する保護者の負担を軽減し、この事業を円滑に実施するために保護者が「医師連絡票」を提出した場合には、ご協力をよろしく申し上げます。

なお、「医師連絡票」の作成に係る経費については、「診療情報提供料」として処理してください。